

F S C 森林認証材普及促進事業費補助金交付要綱

平成18年12月15日告示第70号

改正

平成21年3月31日告示第71号

F S C 森林認証材普及促進事業費補助金交付要綱

F S C 森林認証材普及促進事業費補助金交付要綱を次のように定め、平成18年度分の補助金から適用する。

(目的)

第1 F S C 森林認証の普及とF S C 森林認証材(以下「認証材」という。)の利用促進のため、住宅を建設する者(以下「住宅建設者」という。)が、町産認証材を10立方メートル以上使用して、住宅を建設する場合に要する経費に対して、予算の範囲内で住田町補助金交付規則(昭和33年住田町規則第6号。以下「規則」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 住宅 建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)で定義される土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有し人の居住を目的とするものをいう。
- (2) F S C 森林認証材 F S C 森林管理認証林から伐採された木材をいう。
- (3) 町産認証材 町内のF S C 森林管理認証林から伐採された木材をいう。

(補助金の交付対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費及び補助額は、次のとおりとする。

経費	補助額
町内に住所を有するC O C 認証事業 体に発注し、町内に住宅を建設する場合に要する経費	町産認証材使用量(認証材の使用量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に4万円を乗じて得た額とする。ただし、40万円を限度とする。
町内に住所を有するC O C 認証事業 体に発注し、町外に住宅を建設する場合に要する経費	町産認証材使用量(認証材の使用量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に2万円を乗じて得た額とする。ただし、20万円を限度とする。
町外に住所を有するC O C 認証事業	町産認証材使用量(認証材の使用量に1立方メートル未

体に発注し、町内に住宅を建設する場合に要する経費	満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に4万円を乗じて得た額とする。ただし、40万円を限度とする。
町外に住所を有するCOC認証事業体に発注し、町外に住宅を建設する場合に要する経費	町産認証材使用量(認証材の使用量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に5千円を乗じて得た額とする。ただし、5万円を限度とする。

(経費の配分及び事業内容の軽微な変更)

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 氏名又は住所の変更があったとき。
- (2) 延べ面積に増減が生じたとき。
- (3) 認証材使用量に増減があったとき。
- (4) 予定工期に変更があったとき。
- (5) 住宅の建設を取りやめるとき。

(申請書の取り下げ期日)

第5 規則第8条に規定する申請の取り下げ期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類及び期日)

第6 規則に定める書類及び提出期日は、別表1のとおりとする。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

前 文(抄)(平成21年3月31日告示第71号)

平成21年4月1日から施行する。

別表1

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	F S C 森林認証材普及促進事業費補助金交付申請書	第1号	1部	事業実施の14日以前
規則第6条の規定による書類	F S C 森林認証材普及促進事業費補助金交付変更(中止、廃	第2号	1部	変更の理由が生じた日から14日

	止)承認申請書			以内
規則第13条第1項の 規定による書類	F S C 森林認証材普及促進事 業費補助金交付請求書	第3号	1部	事業が完了した 日から14日以内